

## 広川町公式 LINE 運用方針

(LINE について)

第 1 条 LINE とは、LINE 株式会社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) で、無料通話やチャットを行えるコミュニケーションツールである。

(目的)

第 2 条 本町が運用する広川町公式LINEアカウントの運用に関する具体的な投稿手順やルールをこの運用方針で定める。

(アカウント)

第 3 条 アカウント名は福岡県広川町とする。

2 ID は、@hirokawatown とする。

(適用範囲)

第 4 条 この運用方針は、広川町公式 LINE を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 5 条 アカウントは本町公式のものを一つ設置し、その管理は広報担当課が行う。

(使用端末)

第 6 条 本町公式アカウントは、原則として庁舎内の公用端末でログインすることとする。

(運用時間)

第 7 条 原則として土・日曜、祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に、不定期に発信することとする。ただし、状況等によっては上記時間以外に投稿や更新を行うこともできる。

(投稿)

第 8 条 投稿者は、町職員とする。

2 投稿内容は、原則として受信設定メニューに該当する情報、受信設定メニューに該当しないもので、緊急性がある情報、当アカウントに関する情報とその他関連情報とする。

3 本ページに対するコメント等については原則として返信しないものとする。

(乗っ取り・成り済ましへの対応)

第 9 条 アカウントが乗っ取られた場合や成り済ましを発見した場合は、速やかに LINE 株式会社に連絡し対応を要請するとともに、町公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

(遵守事項)

第 10 条 この運用方針のほか、広川町ソーシャルメディアの運用に関する規程、広川町公式 LINE 利用規約、関連法令、関連条例等を遵守すること。

(停止又は削除)

第 11 条 広川町公式 LINE の運用が困難と判断される場合には、町ホームページに明記したうえで速やかに公式 LINE を停止、又はアカウントを削除するものとする。

(その他)

第 12 条 投稿内容に関しては、広報担当課又は投稿した課がその責を負うものとする。

2 この運用方針に定めがない事項については、広報担当課が適切な判断を行うものとする。

(運用方針の変更)

第 13 条 運用方針は予告なく変更する場合がある。

令和 3 年 7 月 16 日 策定